

# 2040年に向けた障害福祉サービスの 提供体制について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
障害福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

## 2040年に向けた障害福祉サービスの提供体制について

- 昨年7月、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（以下「2040検討会」という。）のとりまとめがなされたところ。本検討会では、福祉分野の共通課題についても議論がなされ、「2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の分野を超えた連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、こどもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要」とされている。  
障害福祉分野においても、中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保や、人材確保・ケアの充実のための生産性向上等の課題が共通しており、対応していく必要がある。
- また、地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進が必要とされており、障害福祉分野においても、分野を超えた連携を促進していく必要がある。
- こうした課題について、社会保障審議会介護保険部会や福祉部会等の関係審議会でも議論がとりまとめられたところ。それらを踏まえつつ、障害福祉分野で必要な取組について、必要な法令上の対応も含め、以下の点を検討する。



- 1. 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保**
- 2. 人材確保・ケアの充実のための生産性向上等**
- 3. 地域における包括的な支援体制の構築**

# 1. 中山間・人口減少地域における サービス提供体制の確保

# 1. 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保

## 現状・課題

- 障害福祉分野については、その需要の動向に人口構造だけでなく様々な要素が関係し、他分野と異なり、全体としてサービス利用は伸び続けている状況にある。一方、地域ごとに見ると、例えば約3割の市町村でサービス利用者数が前年同月比がマイナスになるなど、**中山間や小規模自治体において減少傾向**が見られ、また、生産年齢人口の減少により人材確保が難しくなる中で、**こうした地域におけるサービス提供体制の維持・確保が課題**。
- 現行制度においても、基準該当障害福祉サービスなど、一定の要件の下で柔軟なサービスの提供を可能としているが、2040検討会とりまとめにおいても、「介護保険制度等の他制度も参考としつつ、**必要に応じ、配置基準の弾力化など、制度を拡張・見直しをして対応**していくことが考えられる」とされているところ。
- **地方分権提案**においても、中山間地域等におけるサービス提供体制の確保のため、令和7年度は障害者支援施設、令和6年度は障害児通所支援について、**配置基準等に関する要望**が出されているところ。

## 今後の方向性

- 特に今後サービス利用が減少し、従事者の確保も難しくなる中山間・人口減少地域において、ニーズに応じた障害福祉サービスの維持・確保が必要。既存の現行制度の活用も進めつつ、以下の取組を進める。（詳細は次ページ以降）  
（地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組み）
- ① 現行の基準該当サービスに加え、**中山間・人口減少地域に限定して特例的なサービスを行う枠組として、新たな類型を設ける**。具体的には、一定の施策を講じた上でやむを得ない場合に、サービスの質の確保や職員の負担等への配慮の観点から一定の取組を前提とした上で、**配置基準の弾力化**を検討する。  
また、特に訪問系サービスでは、都市部等とは事業環境が異なる中、安定的な経営のための報酬の仕組みとして、モラルハザード等に留意した上で**地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み**(月単位の定額払い)を選択可能とする。  
（事業者の連携強化）
- ② 都道府県・市町村と連携しながら、**地域のニーズに応じた事業所間の連携において中心的な役割を果たす法人・事業所に対し、一定のインセンティブの付与**を検討するなど、**地域における連携を推進**する。  
（地域の実情に応じた既存施設の有効活用）
- ③ 既存資源を有効活用しながら、地域のサービス需要の変化に柔軟に対応するため、国庫補助により取得・改修等をした障害者支援施設等を別の用途に供する際、**一定の範囲内で国庫納付を求めない特例**を設ける。

# ① 地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組み

## 現状・課題

- 障害福祉サービスの提供にあたっては、各サービスの配置基準等を満たす必要があるが、中山間・人口減少地域においては、生産年齢人口の減少が全国に比して進んでおり、**専門職等の人材確保が困難な中、人員基準を満たすことが困難となり、必要なサービス提供体制の維持・確保が難しくなる**ケースが生じる。
- 現行制度においては、厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていない場合に、都道府県等が条例で定める基準を満たすもののうち、市町村等が必要と認める場合には、**基準該当サービス**としてのサービス提供を可能としている。

## 今後の方向性

- **中山間・人口減少地域**（※1）において、**地域で必要なサービスを受けられる体制を引き続き維持・確保**できるよう、現行の基準該当サービス（※2）のような**特例的な障害福祉サービスの類型を新たに設ける**。  
 （※1）対象地域の範囲は、現行の特別地域加算の対象地域を基本としつつ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう検討。その範囲において、市町村の意向を確認し、都道府県が対象地域を決定することを想定。  
 （※2）現行法上、基準該当サービスは一部を除くサービスで対象とされているが、そのうち国で基準（省令）が定められているのは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービスであり、対象サービスについても併せて検討。
- この類型は、例外的な扱いであるため、以下の点に留意しつつ、詳細な要件等は次期報酬改定の検討の中で検討。
  - ・自治体が人材確保や業務効率化など他の必要な施策を講じた上で、それでも**なおサービス維持のためにやむを得ない場合**とすること
  - ・職員の負担等への配慮の観点から、**ICT機器の活用や、同一法人の併設事業所間などサービス・職種間で必要な連携体制が確保されていることを前提**として、**管理職や専門職の常勤・専従要件を緩和**すること
  - ・サービスの質の確保の観点から、**市町村の適切な関与・確認**や、**配置職員の専門性への配慮**を行うことを前提とすること

### 【新たな類型案のイメージ】

		特例的な障害福祉サービス		+	新たな類型案	
	指定サービス	基準該当サービス			中山間・人口減少地域	
地域	全国（地域限定なし）	全国（地域限定なし）※離島等の類型あり			市町村に登録	
指定・登録	指定権者による指定	市町村に登録			国で定める基準（基準該当サービスと同等又は緩和）に従い、都道府県が条例で規定 ※職員の負担や質の確保への配慮が前提	
人員配置基準	国で定める基準に従い都道府県等が条例で規定	国で定める基準（指定サービスより緩和）に従い都道府県等が条例で規定			全国一律の報酬を基準に市町村で設定 地域の実情に応じた包括的な評価の仕組みの設定も可（次々ページ参照）	
報酬	全国一律の報酬設定	全国一律の報酬を基準に市町村で設定				

# ① 地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組み

(参考) 特例的な障害福祉サービスの活用・運用のイメージ



# ① 地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み

## 現状・課題

- 中山間・人口減少地域において、特に訪問系サービスでは、利用者の事情による突然のキャンセルや利用者宅間の移動に係る負担が大きく、また、人口の減少に伴うサービス需要の縮小、季節による繁閑の激しさなどから、**年間を通じた安定的な経営が難しく、サービス基盤の維持にあたっての課題**となる。

## 今後の方向性

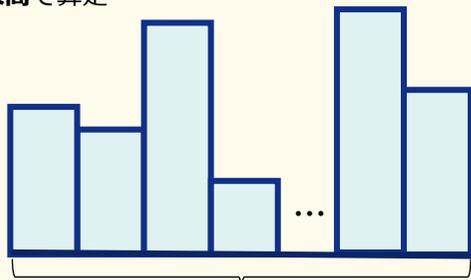
- **中山間・人口減少地域**の事業者が、安定的な経営を行うための報酬の仕組みとして、**新たな種類の枠組みを活用**して、例えば居宅介護（※）について、**包括的な評価（月単位の定額払い）**を選択可能とする。  
（※）対象サービスについても、サービスの特性を踏まえつつ併せて検討
- 具体的な報酬設計については、以下の点に留意しつつ、次期報酬改定の検討の中で丁寧に検討を進める。
  - ・利用者像ごとに複数段階の報酬区分を設定するなど、**きめ細かな報酬体系**とする
  - ・**事業者の経営状況やサービス提供状況等に与える影響、モラルハザードの抑制、総費用額に与える影響と財源**など、様々な観点を踏まえつつ検討

### <包括化の対象範囲として考えられるイメージ>

※一例としては、以下のような方法が考えられるが、経営に与える影響、サービス提供に与える影響、モラルハザードの抑制など、様々な観点を踏まえつつ検討

#### （現行：出来高報酬）

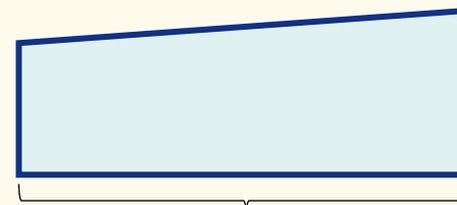
- ✓ サービス内容・提供時間に応じて**回数単位・出来高**で算定
- ✓ **各種加算**は事業所の体制や利用者の状態に応じたサービス提供等を踏まえて**回数単位・出来高**で算定



毎回の利用ごとに対応する報酬を算定

#### （包括報酬）

- ✓ **月単位・定額**で算定（障害支援区分や事業者の体制を踏まえた多段階）
- ✓ **各種加算も大きくくりで包括化、簡素な仕組み**に
- ※ 標準的な提供回数を超える分等は、別途算定



月当たりで定額の報酬を算定

## ② 障害福祉サービス事業者の連携強化

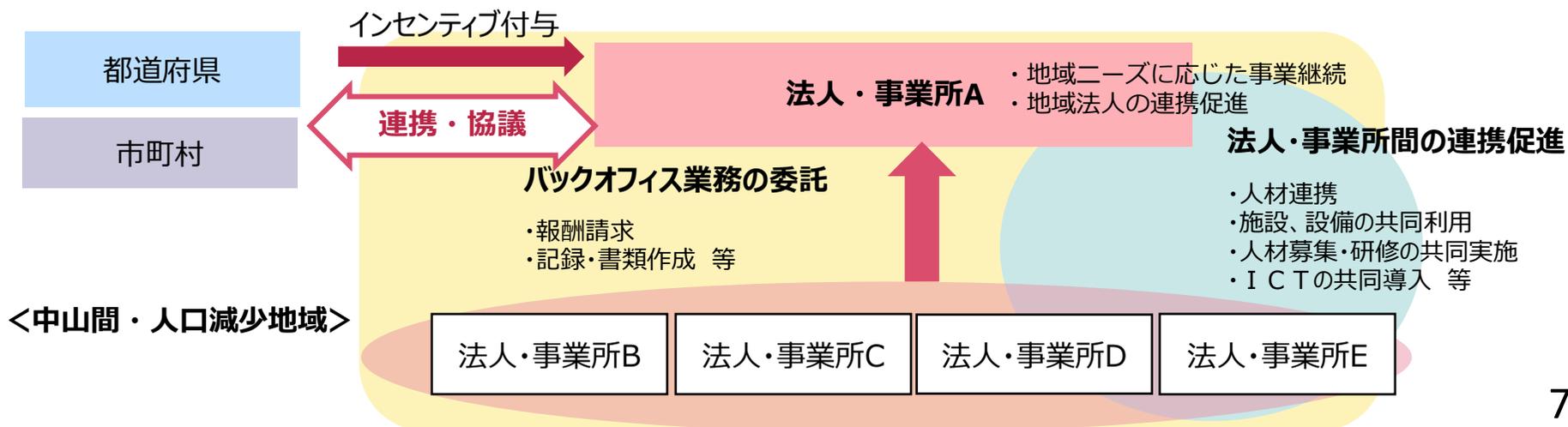
### 現状・課題

- サービス需要の減少する中山間・人口減少地域においても、地域のニーズに応じ必要な障害福祉サービスの提供が継続される体制を確保していくことが必要。そうした中、事業所の協働化により、事業所間の創意工夫を活かした人材募集や人材育成・定着などの成果が見られるところ、こうした**障害福祉サービス事業者の連携強化を推進するための仕組み**の構築が課題。

### 今後の方向性

- 中山間・人口減少地域において、地域ニーズに応じ必要な障害福祉サービスの提供が継続される体制を確保していくため、**地域における連携の推進が重要**。将来的には社会福祉連携推進法人等に展開することも期待される。
- 当該地域における各サービスの一定期間の継続等にかかる方針について、地域内の事業者連携や残された地域資源、地域住民との協力体制も踏まえ、都道府県、市町村、法人、事業所が協議することが重要と考えられる。
  - 中山間・人口減少地域において、都道府県及び市町村と連携しながら、**地域のニーズに応じた事業継続を担うとともに、事業者間の連携において中心的な役割を果たす法人・障害福祉サービス事業所**に対し、**インセンティブ**を付与することを検討。詳細については、次期報酬改定の検討等の中で検討。

### 【イメージ】



### ③ 地域の実情に応じた既存施設の有効活用

#### 現状・課題

- 社会福祉法人、医療法人等が所有する施設等の財産について、取得・改修の際に国庫補助がなされている場合においては、転用・貸付の後に社会福祉事業等を行う場合であっても、財産取得から10年未満の転用の場合（補助対象事業を継続した上で一部転用する等の承認要件を満たす場合を除く。）等には、原則、処分制限期間に対する残存年数等に応じた補助金の国庫返納が必要となっている。このような**制限の趣旨を踏まえつつ、柔軟な対応の検討**を行っていく必要がある。
- サービス需要が減少する中山間・人口減少地域において、障害者支援施設等の機能を柔軟に変化させながら、地域の関係者との協働のもとでサービスを確保していくため、経過年数10年未満の施設等であっても、
  - ・ 一定の条件下における全部転用（補助対象事業を継続した上で一部転用する等の場合を除く）
  - ・ 一定の条件下における廃止（計画的な統廃合に伴う一定の機能を維持した上での廃止に限る）等
 について、補助金の交付の目的に反するものとして返還を求められることのないよう、承認要件の見直しを検討することが考えられる。その際、障害福祉サービスのみならず横断的に福祉サービスを確保する観点から、障害者支援施設等から高齢者施設・児童福祉施設等への転用や、複数施設の統合といった**異なる分野も含めた横断的な検討が必要**である。

現行制度

	他の障害者施設・高齢・児童施設への転用の場合		福祉施設以外の厚生労働省所管施設等への転用等
補助金で取得・改修			
経過年数10年以上	国庫納付不要		国庫納付不要
経過年数10年未満	国庫納付不要	① 一定の場合※国庫納付不要	② 一定の場合※国庫納付不要

〔厚生労働省所管施設以外の施設への転用は国庫納付が必要  
取壊しについては被災した場合等を除き国庫納付が必要〕

※市町村合併・地域再生等の施策に基づき場合

### ③ 地域の実情に応じた既存施設の有効活用

#### 今後の方向性

- 中山間・人口減少地域の**既存施設を有効活用しながら、地域のサービス需要の変化に対応**するため、国庫補助により取得・改修等をした障害者支援施設等を別の用途に供する際、**一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を拡充**する。
- 具体的には、以下の場合における転用等の際には国庫納付を不要とする特例を設ける。

#### 経過年数10年未満の特例①

当初の事業を継続することが**障害福祉計画等の達成に支障を生じるおそれがあると自治体が判断する場合は、福祉施設（障害・高齢・児童施設）への全部転用等（障害者支援施設等が含まれる場合に限る）**の際の国庫納付を不要とする。

#### 経過年数10年未満の特例②

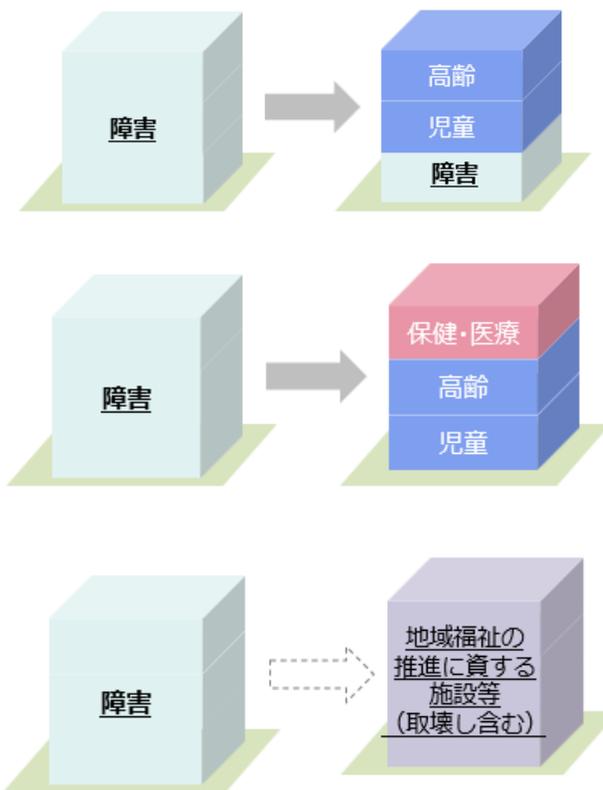
障害福祉サービスの利用者の急減等、真にやむを得ない場合において、他の施設との統合等のため障害福祉サービス等事業を廃止する場合は、自治体、地域の事業者・関係者・住民との合意形成を図った上で障害福祉計画等へ位置づけることを条件に、福祉施設以外の厚生労働省所管施設等（こども家庭庁所管施設、サービス付き高齢者向け住宅を含む。）への転用等の際の国庫納付を不要とする。

#### 厚労省所管施設以外への転用の特例

- 国の予算が各省各庁の長に対して配賦されることに鑑み、厚労省所管施設以外の施設への転用等については、被災した場合の取壊しを除き、経過年数10年以上であっても国庫納付を求めている。
- 他方、中山間・人口減少地域においては、既存施設の移転による機能の集約化を含めたサービスの再編が求められることも想定され、既存施設を幅広い用途に活用することも想定される。

- 中山間・人口減少地域に所在する障害者支援施設等について、他の地域に当該障害者支援施設等の機能移転を行う場合であって、かつ、特例②のプロセスを経ているときは、厚労省所管施設以外の**地域福祉の増進に資する施設等への転用**や**取り壊し**の際の国庫納付を不要とする。また、この特例については経過年数10年以上のものに限ることとする。

#### <転用イメージ>



厚労省所管施設以外の施設への転用は国庫納付が必要  
取壊しについては被災した場合等を除き国庫納付が必要

## 2. 人材確保・ケアの充実のための 生産性向上等

## 2. 人材確保・ケアの充実のための生産性向上等

### 現状・課題

- 障害福祉分野においても、有効求人倍率が令和7年11月時点で3.43倍と高い水準で推移しており、障害福祉サービスの利用者が引き続き増加傾向にある中で、**人材確保は喫緊の課題**である。
- 人材確保やその定着については、処遇改善をはじめ、職場環境改善、手続き負担の軽減、魅力発信、経営改善に向けた支援等、総合的な対策を進めてきている。引き続き、質の確保や経営基盤の確立を図るとともに、介護分野等の取組も参考としつつ、**医療分野や他の福祉分野など、他分野と連携できる部分は連携しながら、国・都道府県・市町村・事業者・地域の関係者等が連携し、より一層の取組を進めていくことが求められる。**  
その際、全国的な取組を進めるとともに、地域により利用者や従事者の状況等は異なることから、**各地域の実情に応じた対策**を進める必要がある。
- また、支援者一人一人が力を発揮しつつ、協働して、質の高い障害福祉サービスを効率的かつ効果的に提供する観点からは、障害福祉事業者における**ケアの充実のための生産性向上の取組を一層充実**する必要がある。介護現場の取組も参考にしつつ、障害福祉分野では障害種別や障害特性等に応じた支援が求められることを十分に踏まえ、**障害福祉分野における生産性向上の目指すべき姿や必要な取組**を明らかにしていくとともに、間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上に向けた**各自治体や事業所における取組を一層推進**していくことが求められる。

## 2. 人材確保・ケアの充実のための生産性向上等

### 今後の方向性

- 人材確保やケアの充実のための生産性向上、経営改善に向けた支援等（以下「人材確保等」という）については、専門職の確保・育成も含め、引き続き重要な課題であることから、現行の取組を引き続き推進しつつ、国・都道府県・市町村・事業者等の役割にも留意の上で、他分野とも連携しながら、以下の取組を進めてはどうか。
- ① 人材確保等については、全国的な取組とともに、各地域に応じた取組が必要であることから、**国・都道府県の責務に明確に位置づけ**、一層の取組を進める。国において、障害福祉分野における効果的な取組の分析・周知を進めるとともに、各都道府県を通じて、事業所に対する支援体制の構築を進める。
- ② 人材確保等に関する事項について、**都道府県・市町村の障害福祉計画・障害児福祉計画の記載事項に明確に位置づけ**、計画策定プロセスにおいて、都道府県・市町村・地域の関係者が議論し、各地域における必要な取組を計画的に進める。
- ③ 人材確保等の取組の地域の関係者の議論・連携の場として、**各都道府県に障害福祉分野における関係者の協議会を設置**する。その際、介護分野の協議会（介護現場革新会議）や**福祉人材確保のためのプラットフォーム等との連携・役割分担等**を図りつつ、**医療・福祉各分野とも連携**しながら、効果的に取組を進めていく。
- ④ 職場環境改善に向けて、改正労働施策総合推進法の内容等を踏まえ、運営基準省令等において、現行のセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントへの対応に加え、**カスタマーハラスメントへの対応についても、義務付け**るとともに、対応マニュアルの見直しや自治体・事業所への周知徹底等を進める。その際、職員の安全に配慮する必要性は前提としつつ、**利用者の障害特性等も考慮しながら行動に至る背景や利用者の状態等も踏まえ対応すること、対応の結果により利用者の生活等を阻害することがないよう慎重に対応を検討すること等に留意**する。
- ⑤ 処遇改善に向けた補助金等の対応に関し、国民健康保険団体連合会の業務を拡充し、都道府県から障害福祉サービス等報酬に関連する**補助金の支払事務について国民健康保険団体連合会への委託を可能**とする。

## ⑤ 国民健康保険団体連合会の業務の拡充

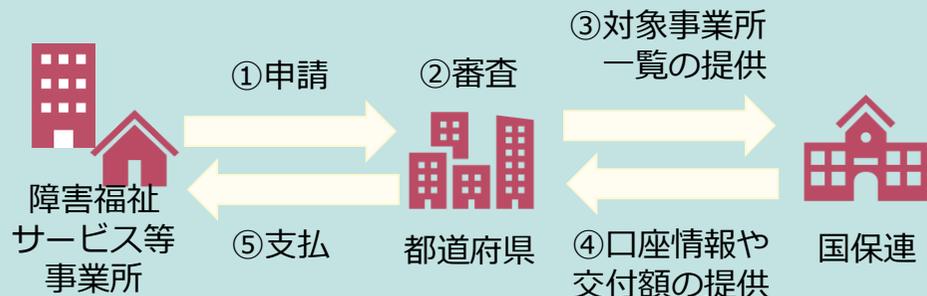
### 現状・課題

- 地方自治法第243条の規定により、地方自治体は、法律又は政令に定めがある場合を除いて、公金の支出の権限を私人に委託することができないとされているが、**障害福祉サービス等報酬の支払事務は、障害者総合支援法第96条の2及び児童福祉法第56条の5の2の規定に基づき、国民健康保険団体連合会への委託が認められている。**
- 他方、**補助金の支払事務については、障害者総合支援法及び児童福祉法に特段の定めはなく、国民健康保険団体連合会が担うことはできない。**このため、**障害福祉サービス等報酬に紐付けて交付される補助金であっても、原則<sup>(※1)</sup>、実施主体の都道府県が支払事務を担ってきた<sup>(※2)</sup>。**この際、都道府県は、交付額の算出及び通知等の事務を国民健康保険団体連合会に委託している。
  - (※1) 令和3年度には、新型コロナウイルス感染症に関連する経費として地方自治体法上の非常災害に係る特例が適用されたため、国民健康保険団体連合会が支払事務を担うことができた。
  - (※2) 令和6年度障害福祉人材確保・職場環境改善等事業、障害児支援人材確保・職場環境改善等事業など
- こうした状況も踏まえ、令和7年の地方分権改革に関する提案募集において、都道府県の事務負担の軽減及び支払事務の効率化の観点から、**障害福祉サービス等報酬に紐付けて交付される補助金については国民健康保険団体連合会への支払事務の委託が可能となるよう見直しを求める提案がされている。**

### 今後の方向性

- 障害福祉サービス等報酬に関連する人材確保のための補助金の支払事務について、国民健康保険団体連合会が委託を受けて行うことを可能とする。

#### 【現状】例：令和6年度障害福祉人材確保・職場環境改善等事業



#### 【改正後のイメージ】



### 3. 地域における包括的な 支援体制の構築

### 3. 地域における包括的な支援体制の構築

#### 現状・課題

- 人口減少や世帯構成の変化等の中、**頼れる身寄りがない障害児者や、複合的な課題を抱える障害児者の増加等**といった課題に対応するため、**地域における包括的な支援体制を整備**することが必要。
- このため、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめや、社会保障審議会福祉部会や介護保険部会のとりまとめも踏まえ、対応を検討することが求められている。

#### 今後の方向性

- 地域における包括的な相談支援体制を構築するにあたっては、サービス事業所のみならず、**各職種、各団体等が地域の担い手としての役割を引き続き果たす**とともに、**基幹相談支援センターや相談支援専門員が中心**となつて、**各分野との連携**を図りながら、以下の対応を進めることとしてはどうか。  
その議論の際は、地域共生社会の理念のもと、**地域で住民をどのように支えていくか**といった視点を持つことが必要ではないか。
  - ① 頼れる身寄りがない高齢者等については、介護保険法に基づく地域ケア会議を活用して、その生活課題への対応を進めることとするほか、包括的支援事業（総合相談支援事業等）で相談対応等を行うことを明確化する方向性。**頼れる身寄りがない障害児者**についても、次のように対応する。
    - ・ **（自立支援）協議会を活用**して、個別課題から地域の課題を検討する取組を継続していくことで、包括的な支援の実現を図る。また、医療や介護・障害福祉分野以外にまたがる多様な困りごとを地域全体で支えるために、**他分野の会議体との協働・連携**を進める。
    - ・ **障害者相談支援事業により相談を行うことを明確化**する。
  - ② 「過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み」により、障害者相談支援事業及び地域活動支援センター事業について、他の制度の事業と一体的に行えるようにすることで、**地域で支え合う機能を強化**する。
    - ✓ 新たな仕組みのもとであっても**障害児者への支援が後退することがないように留意**することが必要。
    - ✓ 併せて、地域共生社会の実現に向けた、**障害福祉施策の役割や貢献も積極的に示していく**ことが重要。